

後期自治委員会総会

学生自治会では「学生とともによりよい学生生活を実現する」ことを目的に活動しています。しかし、自治会役員だけで意見を出しても、それが実際に学生のためになっているかどうか分かりません。

そのため、私たち学生自治会の活動が本当に学生のためになっているかどうかを判断してもらう場が必要となります。そのための場が自治委員会総会です。よりよい学生生活を実現するためにみなさんの意見をどうぞお聞かせください。

開催日 12月5日(木)

開場時刻 17時55分

場所 B1棟 東大教室

総会の 内容

NO.1 決議案提議

決議案とは学生自治会が2013年度前期自治委員会総会からの半期の間に行った活動の報告と次の前期自治委員会総会までの活動方針を示したものです。決議案提議では学生のみなさんに決議案を示します。

NO.2 要望書案提議

要望アンケートや意見箱、ウェブサイトの掲示板などに集まった学生の要望をもとに作った要望書案を提議します。そして承認されたものが要望書となり、大学に提出します。

NO.3 中間会計報告

前期自治委員会総会からこれまでの半期の間に、学生自治会がみなさんからお預かりした自治会費の使途を報告します。

NO.4 会計監査報告

2013年度の前期自治委員会総会から半期の自治会費の使途に、不明確な点や不正がないか会計監査委員が事前に監査した結果を報告します。会計監査委員は前期自治委員会総会で選出されており、自治会員2名、中央執行委員1名で構成されています。

NO.5 質問回答および質疑応答

学生のみなさんにより深く理解していただいたうえで採決を行うため、各案に対する不明な点や質問を出してもらい、それについて学生自治会が回答いたします。

NO.6 所属・学年ごとの話し合い

これまでの報告を受けて、各所属の学年ごとに話し合ってもらい、意見をまとめてもらいます。採決に参加できるのは代議員だけですので、この話し合いで評議員の方の意見を反映できるようにします。

NO.7 採決

提議した各案について、議決権を持つ代議員の意思を示していただきます。今回は決議案と要望書案について採決をとります。代議員の方は賛成、反対、保留のいずれかを示していただきます。可決されれば決議、要望書となります。

NO.8 次期選挙管理委員選出

自治委員会総会で行われる選挙が公平に行われるよう、選挙管理委員の選出を行います。公平を期すために選挙管理委員は自治会員役員以外から募集します。